

(4) 受療率

推計患者数を人口 10 万対であらわした数である。

受療率（人口 10 万対）＝推計患者数／推計人口×100,000

(5) 総患者数（傷病別推計）

調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。

総患者数＝入院患者数＋初診外来患者数＋（再来外来患者数×平均診療間隔×調整係数（6/7））

(6) 病床の種類

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床

病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

8 利用上の注意

(1) 本調査における傷病は、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-10（2013年版）準拠）」を適用して分類している。

(2) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章する事が不適当な場合	…
統計項目のありえない場合	・
推計値、比率等でまらめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合	0又は0.0

(3) 掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

(4) 受療率の算出に用いた人口は、「人口推計（平成 29 年 10 月 1 日現在）」（総務省統計局）の総人口である。（33 頁「受療率の算出に用いた人口」）

(5) 傷病分類別の数値については、主傷病（※4）について表章したものである。

※4「主傷病」 入院患者 … 調査日現在、入院の理由となっている傷病
外来患者 … 調査日現在、主として治療又は検査をしている傷病
退院患者 … 退院時に入院の理由となっていた傷病

(6) 平成 23 年は、東日本大震災の影響により、宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県は調査を実施していないため、これらの地域を除いた数値となっている。

※ 患者調査は、統計法に基づく基幹統計「患者統計」を作成するための統計調査である。